

令和 8 年 3 月 行 田 市 議 会 定 例 会 条 例 案 新 旧 対 照 表

番 号	件 名	ページ
議案第 1 6 号	行田市行政手続条例の一部を改正する条例	1～3
議案第 1 7 号	行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	4～14
議案第 1 8 号	行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例	15～16
議案第 1 9 号	行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	17～18
議案第 2 0 号	行田市税条例の一部を改正する条例	19～20
議案第 2 1 号	行田市印鑑条例の一部を改正する条例	21～22
議案第 2 2 号	行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例	23
議案第 2 3 号	行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	24～31
議案第 2 4 号	行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	32～33
議案第 2 5 号	行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	34～35
議案第 2 6 号	行田市火災予防条例の一部を改正する条例	36～37
議案第 2 7 号	行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例	38～42

行田市行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(申請に対する審査及び応答)</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p>	<p><u>(申請に対する審査、応答)</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事実を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p>

改正後	改正前
<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同条第4項中「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき」とあるのは「当該措置を開始した日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条 （略）</p>	<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、<u>「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「<u>前条第1項</u>」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p>第33条 （略）</p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p>第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 既に文書（前項の書面を含む。）又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式 その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの</p> <p>(行政指導の中止等の求め)</p> <p>第34条の2 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）及び埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第71号）により市が処理することとされた事務について規定する埼玉県の条例を含む。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>

行田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後									
別表第1 (第3条関係)									
行政職給料表									
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	

改正前									
別表第1 (第3条関係)									
行政職給料表									
職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	円 183,500	円 230,000	円 265,300	円 298,800	円 321,300	円 355,200	円 408,300	円 458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	

改正後										改正前									
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		

改正後										改正前									
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			

改正後										改正前									
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	266,200	305,800	355,700							86	256,000	297,100	346,000						
87	266,500	306,100	356,100							87	256,300	297,400	346,400						
88	266,800	306,400	356,500							88	256,600	297,700	346,800						
89	267,100	306,700	356,700							89	256,900	298,000	347,000						
90	267,400	307,000	357,100							90	257,200	298,300	347,400						
91	267,700	307,300	357,500							91	257,500	298,600	347,800						
92	268,000	307,600	357,900							92	257,800	299,000	348,200						
93	268,300	307,800	358,100							93	258,100	299,200	348,400						
94		308,000	358,400							94		299,400	348,800						
95		308,300	358,800							95		299,700	349,200						
96		308,700	359,100							96		300,100	349,500						
97		308,900	359,400							97		300,300	349,800						

改正後										改正前									
98		309,200	359,800							98		300,600	350,200						
99		309,500	360,200							99		301,000	350,600						
100		309,900	360,600							100		301,400	351,000						
101		310,100	361,100							101		301,600	351,500						
102		310,400	361,500							102		301,900	351,900						
103		310,700	361,900							103		302,200	352,300						
104		311,000	362,300							104		302,500	352,700						
105		311,200	362,800							105		302,700	353,200						
106		311,500	363,200							106		303,000	353,600						
107		311,800	363,500							107		303,300	353,900						
108		312,100	363,800							108		303,600	354,200						
109		312,300	364,200							109		303,800	354,700						
110		312,600								110		304,200							
111		313,000								111		304,600							
112		313,300								112		304,900							
113		313,500								113		305,100							
114		313,700								114		305,300							
115		314,000								115		305,600							
116		314,400								116		306,000							
117		314,600								117		306,200							
118		314,800								118		306,400							
119		315,100								119		306,700							
120		315,400								120		307,000							
121		315,700								121		307,400							
122		315,900								122		307,600							
123		316,200								123		307,900							

改正後										改正前									
	124		316,500								124		308,200						
	125		316,800								125		308,500						
定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額	定年前再任用 短時間勤務職 員	基準給料 月額																
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	363,000	397,300		

第2条の規定による行田市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び<u>第3号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で市規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び<u>次号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び<u>第4号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で市規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの<u>並びに次号及び第4号</u>に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) <u>通勤のため自動車等を使用することを常例とし、かつ、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの（次号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員にあつては、支給単位期間につき、次に定める額に市規則で定める額を加算した額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通</u></p>

改正後	改正前
<p><u>める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員</u> 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、第1号及び前号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u></p> <p>ア 片道2キロメートル以上5キロメートル未満 <u>2, 700円</u></p> <p>イ 片道5キロメートル以上 <u>4, 100円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる職員</u> <u>1, 100円</u></p> <p>(4) <u>前項第4号に掲げる職員</u> 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、<u>第1号及び第2号に定める額</u>、第1号及び前号に定める額、第1号に定める額、<u>第2号に定める額</u>又は前号に定める額</p> <p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第4号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）</u>を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、<u>前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当</u> <u>支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当</u> <u>前3項の規定による額</u></p> <p>6 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>7 <u>通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月）の市規則で定める日に支給する。</u></p> <p>8 (略)</p> <p>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p> <p>10 (略)</p> <p>(期末手当)</p>	<p>5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>6 <u>通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあつては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。</p> <p>9 (略)</p> <p>(期末手当)</p>

改正後	改正前
<p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第16条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の210、12月に支給する場合には100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条の規定による行田市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の210</u>、12月に支給する場合には<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
第1条の規定による行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の125</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>

第2条の規定による行田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 期末手当の額は、期末手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。）に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>11 (略)</p> <p>12 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（それぞれの基準日現在において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の額をいう。以下この項において同じ。）に、市長が規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額を超えてはならない。</p> <p>13 (略)</p>

行田市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公示送達)</p> <p>第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>(公示送達)</p> <p>第11条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>行田市公告式条例（昭和25年条例第22号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 <u>施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号、第3号及び第4号に掲げる寄附金（前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものに対するもの</u></p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p>	<p>(3) <u>所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものに対するもの</u></p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u></p> <p><u>第1条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p>

行田市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13の旧氏をいう。以下同じ。)の記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令第30条の16第1項の通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 市長は、印鑑登録原票を統合管理するときは、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、市長は、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票について、<u>電磁的記録媒体</u>をもって調製することができるものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p>	<p>(登録)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 印鑑の登録は、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13の旧氏をいう。以下同じ。)の記載(住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称(住民基本台帳法施行令第30条の16第1項の通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>男女の別</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 市長は、印鑑登録原票を統合管理するときは、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、市長は、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票について、<u>磁気ディスク</u>をもって調製することができるものとする。</p> <p>(印鑑登録証明書の交付)</p>

改正後	改正前
<p>第14条 市長は、前条に規定する申請があったときは印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印影登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って電磁的記録媒体に記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。第1号において同じ。）に、次に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第14条 市長は、前条に規定する申請があったときは印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印影登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。第1号において同じ。）に、次に掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 行田市立小・中学校管理規則(昭和32年教育委員会規則第3号)第3条第1項第4号から第7号までに掲げる学校における休業日(以下この項において「長期休業期間」という。)に限り学童保育室を利用する場合の保育料の額は、別表に定める額を当該月の学童保育室の開室日数を除して得た数に当該月の長期休業期間における学童保育室の開室日数を乗じて得た額とする。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(保育料の額)</p> <p>第3条 (略)</p>

行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する納付金（第3号において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（第4号において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険</u>の被保険者につき算定した所得割額</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する納付金（第3号において「介護納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均</p>

改正後	改正前
<p>及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は<u>26万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条、第7条及び第8条の2において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>42,000円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.9</u>を乗じて算定する。</p>	<p>等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（第5条及び第7条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の7.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>36,000円</u>とする。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.6</u>を乗じて算定する。</p>

改正後	改正前
<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について<u>15,000円</u>とする。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p>第8条の2 第2条第5項の所得割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税被保険者1人について<u>1,600円</u>とする。</p> <p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p>第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、子ども・子育て支援納付金課税18歳以上被保険者1人について<u>100円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6.6万円</u>を超える場合には、<u>6.6万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2.6万円</u>を超える場合には、<u>2.6万円</u>)、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額(当該減額</p>	<p>(後期高齢者支援金等課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、後期高齢者支援金等課税被保険者1人について<u>14,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第20条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに規定する額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>6.5万円</u>を超える場合には、<u>6.5万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに規定する額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>2.4万円</u>を超える場合には、<u>2.4万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに規定する額を減額して得た額(当該</p>

改正後	改正前
<p>して得た額が17万円を超える場合には、17万円) <u>並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに規定する額を減額して得た額</u>の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>29,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,500円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</u> 1人に</p>	<p>減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円) の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>25,200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,150円</u></p> <p>ウ (略)</p>

改正後	改正前
<p>ついて <u>1, 120円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>21,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,500円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 800円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、4</p>	<p>改正前</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>7,250円</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、4</p>

改正後	改正前
<p>3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>	<p>3万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,400円</u></p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,200円</u></p>
<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,000円</u></p>	<p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,900円</u></p>
<p>ウ (略)</p>	<p>ウ (略)</p>
<p><u>エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>320円</u></u></p>	
<p><u>オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20円</u></u></p>	
<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者(以下この項において「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>
<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,300円</u></p>	<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>5,400円</u></p>
<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,500円</u></p>	<p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>9,000円</u></p>

改正後	改正前
ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>16,800円</u>	ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14,400円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>21,000円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>18,000円</u>
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,250円</u>	ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,175円</u>
イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,750円</u>	イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,625円</u>
ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,000円</u>	ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,800円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,500円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,250円</u>
(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 <u>240円</u>	ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 <u>240円</u>
イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 <u>400円</u>	イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 <u>400円</u>
ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 <u>640円</u>	ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 <u>640円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>800円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>800円</u>
3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「 <u>出産被保険者</u> 」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「 <u>出産被保険者</u> 」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
(1)~(6) (略)	(1)~(6) (略)

改正後	改正前
<p>(7) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(8) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(9) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>4 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>	

行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(法第33条に規定する制限等)</u></p> <p>第2条 <u>法第33条に規定する制限等については、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法第33条第3項の規定により都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第25条第6号の規定による公園、緑地又は広場の設置に係る開発区域の最低面積は、1ヘクタールとする。</u></p> <p>(2) <u>市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項に規定する予定建築物の最低敷地面積は、200平方メートルとする。ただし、法第34条第13号の開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(法第34条第11号に規定する区域の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(法第33条第4項に規定する最低敷地面積)</u></p> <p>第2条 <u>市街化調整区域において、開発行為を行う場合における法第33条第4項に規定する予定建築物の最低敷地面積は、300平方メートルとする。ただし、法第34条第13号の開発行為その他良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないと認める場合であって規則で定めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>(法第34条第11号に規定する区域の指定)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建築基準法第51条ただし書(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた建築物(令第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。)又は第1種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p><u>3 市長は、第1項ただし書の規定により別に指定した予定建築物等の用途を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 建築基準法第51条ただし書(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けた建築物(<u>都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」という。)</u>第21条第20号から第23号までに規定するものを除く。)又は第1種特定工作物を建築し、又は建設する目的で行う開発行為</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 市長は、第1項第1号の規定により指定した土地の区域を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 市長は、前項第5号の規定により用途の変更をしようとするときは、あらかじめ行田市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。</u></p>

行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員、消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項に規定する金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>433円</u>を、<u>第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員、消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計の途がなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項に規定する金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、<u>第2号に該当する扶養親族については1人につき383円</u>を、<u>第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあ</p>

改正後

改正前

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- 4 (略)

- る者を含む。)
- (2) (略)
 - (3) (略)
 - (4) (略)
 - (5) (略)
 - (6) (略)
 - 4 (略)

別表（第5条関係）

別表（第5条関係）

補償基礎額表

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	13,340	14,170	15,000
分団長及び副分団長	11,670	12,500	13,340
部長、班長及び団員	10,000	10,840	11,670

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考 (略)

備考 (略)

行田市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p> <p><u>(一般サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p>	<p><u>(サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(6)の2 <u>簡易サウナ設備</u>（個人が設けるものを除く。）</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) （略）</p>	<p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（火を使用する設備等の設置の届出）</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2～(15) （略）</p>

行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条の規定による行田市体育施設設置及び管理条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 行田市都市公園条例(平成17年条例第25号)第16条の規定により、富士見公園野球場、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、<u>総合公園ターゲット・バードゴルフ場</u>、総合体育館、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場の管理については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(利用に供さない日)</p> <p>第4条 体育施設(富士見公園野球場、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、<u>総合公園ターゲット・バードゴルフ場</u>、総合体育館、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場を含む。以下同じ。)を一般の利用に供さない日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 行田市都市公園条例(平成17年条例第25号)第16条の規定により、富士見公園野球場、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、総合体育館、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場の管理については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(利用に供さない日)</p> <p>第4条 体育施設(富士見公園野球場、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、総合体育館、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場を含む。以下同じ。)を一般の利用に供さない日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用時間)</p> <p>第5条 体育施設の利用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後

改正前

(2) 門井球場、下須戸運動場、富士見公園野球場（野球に利用する場合に限る。）、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園ターゲット・バードゴルフ場、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場については、午前9時から午後7時までとする。ただし、日没により利用時間を制限するものとする。

(2) 門井球場、下須戸運動場、富士見公園野球場（野球に利用する場合に限る。）、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場については、午前9時から午後7時までとする。ただし、日没により利用時間を制限するものとする。

(3) (略)

(3) (略)

2 (略)

2 (略)

別表第1（第9条関係）

別表第1（第9条関係）

体育施設（総合体育館を除く。）の使用料

体育施設（総合体育館を除く。）の使用料

施設	区分	単位	使用料 (円)
(略)			
総合公園	(略)		
	弓道場	個人利用	1時間 150
		団体利用（6人以上）	1時間 900
	ターゲット・バードゴルフ場	個人利用	2時間 100
団体利用（6人以上）		1時間 300	

施設	区分	単位	使用料 (円)
(略)			
総合公園	(略)		
	弓道場	個人	1時間 150
		団体（6人以上）	1時間 900

改正後			改正前		
	自由広場	無料		自由広場	無料
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
備考			備考		
1	(略)		1	(略)	
2	利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 ただし、野球場、庭球場、ターゲット・バードゴルフ場及び夜間照明の利用において、日没等のやむを得ない理由により30分単位の利用の許可をしたときの利用時間は、この限りでない。		2	利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。 ただし、野球場、庭球場及び夜間照明の利用において、日没等のやむを得ない理由により30分単位の利用の許可をしたときの利用時間は、この限りでない。	
3・4	(略)		3・4	(略)	
5	野球場、庭球場、ターゲット・バードゴルフ場及び夜間照明の利用において、日没等のやむを得ない理由により30分単位の利用の許可を受けた場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。		5	野球場、庭球場及び夜間照明の利用において、日没等のやむを得ない理由により30分単位の利用の許可を受けた場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。	
6・7	(略)		6・7	(略)	

第2条の規定による行田市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(有料公園施設)</p> <p>第14条 市が設置する公園施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13) 総合公園ターゲット・バードゴルフ場</u></p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p>(有料公園施設の供用日及び供用時間等)</p> <p>第15条 前条第1号から第7号まで及び<u>第15号</u>に掲げる有料公園施設の供用日及び供用時間は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第16号</u>に掲げる有料公園施設の有料期間及び有料時間は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(公園施設の管理の委任)</p> <p>第16条 公園施設のうち、富士見公園野球場、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、<u>総合公園ターゲット・バードゴルフ場</u>、総合体育館、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場の管理は、行田市教育委員会に委任する。</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第14条 市が設置する公園施設のうち、有料で利用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p>(有料公園施設の供用日及び供用時間等)</p> <p>第15条 前条第1号から第7号まで及び<u>第14号</u>に掲げる有料公園施設の供用日及び供用時間は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>前条第15号</u>に掲げる有料公園施設の有料期間及び有料時間は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(公園施設の管理の委任)</p> <p>第16条 公園施設のうち、富士見公園野球場、富士見公園庭球場、総合公園野球場、総合公園庭球場、総合公園弓道場、<u>総合体育館</u>、総合公園自由広場、総合公園第2自由広場及び総合公園多目的広場の管理は、行田市教育委員会に委任する。</p>

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第17条 第14条に規定する有料公園施設（同条第8号から第14号までに掲げる有料公園施設を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第1号から第7号まで、<u>第15号及び第16号</u>に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第17条 第14条に規定する有料公園施設（同条第8号から第13号までに掲げる有料公園施設を除く。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第14条第1号から第7号まで、<u>第14号及び第15号</u>に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。</p>